平成２１年（フ）第１１１号
大分県宇佐市大字中原574番地の４
債務者　宮丸　正明
１　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１４号
大分県中津市大字田尻1330番地１　Ｔｗｉｎ　Ｄｉｃｅ　Ｂ　203号
債務者　奈須　真紀（旧姓森田）
１　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第７７７号
盛岡市箱清水１丁目５番１号
債務者　中西　富子（旧姓三上）
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７７９号
岩手県紫波郡紫波町南伝法寺字高木264番地
債務者　半澤　貴博
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８２２号
盛岡市西見前12地割91番地２、旧住所静岡県磐田市上岡田867番地１
債務者　吉田　　統
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８２４号
盛岡市青山３丁目９番30―407号
債務者　竹原　正俊
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８２５号
盛岡市青山３丁目９番30―407号
債務者　竹原　朱美
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５５号
山形県鶴岡市堅苔沢甲343番地
債務者　本間ミツ子
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第７６６３号
大阪府高槻市牧田町６番31―401号
債務者　新　　俊子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９１３号
大阪府吹田市山手町４丁目３番11号
債務者　渡　　武志
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８００３号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番４―704号
債務者　中村　雅一
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４４１号
大阪府守口市大日町４丁目52番29号
債務者　山本　幸弘
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５９３号
大阪府東大阪市花園西町２丁目６番14号
債務者　松下　隆史
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５９８号
大阪府茨木市新郡山１丁目20番306号
債務者　竹本　昌子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６３１号
大阪府東大阪市新庄１丁目８番25号
債務者　宮澤　彩香
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３０２号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目27番27号
債務者　後藤由美子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４９０号
大阪府寝屋川市点野５丁目21番24号
債務者　駒松　知美（旧姓正法地）
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５１０号
大阪府吹田市五月が丘南４番21号
債務者　山本一二三
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部